

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 24 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 シンニホンギケン カブシキガイシャ
新日本技建株式会社

住所 〒630-8013
奈良県奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 フリガナ ダイヨウトリシマリヤク
ナカオ クニオ
代表取締役 中尾 國男

電話番号 0742-36-8735

FAX番号 0742-36-8203

メールアドレス nakaokunionara@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 24 日

届出者

氏名又は名称 新日本技建株式会社
住 所 奈良県奈良市三条大路1-9-13
代 表 者 代表取締役中尾國男



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

ふりがな フリガナ しめい また めいしょう 氏名又は名称	シンニホン ギ ケンカブシキガイシャ 新日本技建株式会社		
住 所	奈良県奈良市三条大路1-9-13		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒヨウトリシマリヤク ナカオ クニオ 代表取締役 中尾 國男		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表取締役 <i>役員の代名</i>	森田 徹	中尾 國男 <i>取締役 中尾 良子</i>	令和5年10月12日 <i>リ</i>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 10月 24日

申請者

氏名又は名称 新日本技建株式会社

住 所 奈良県奈良市三条大路1-9-13

代表者 氏名 代表取締役 中尾 國男



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市三条大路一丁目9番13号
新日本技建株式会社

会社法人等番号	1500-01-016521	
商 号	<u>ナカオ株式会社</u>	
	新日本技建株式会社	令和 5年 4月 2日変更
		令和 5年 4月 20日登記
本 店	<u>奈良市三条大路一丁目9番13号</u>	平成 28年 11月 29日移転
		平成 28年 11月 30日登記
	<u>奈良市針町2543番地の15</u>	令和 4年 5月 16日移転
		令和 4年 5月 16日登記
	奈良市三条大路一丁目9番13号	令和 5年 4月 2日移転
		令和 5年 4月 20日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 56年 10月 16日	
目的	1. 土木建築工事の請負設計施工 2. とび土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業 3. 大工工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び鉄筋工事業 4. 管工事及び造園工事の設計施工及び管理 5. 宅地建物取引業及び不動産賃貸業並びに管理業 6. 産業廃棄物の収集運搬業・処理業並びにリサイクル業 7. 建設資材の販売業 8. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	20万株	平成 26年 6月 10日変更
		平成 26年 6月 25日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	平成 26年 6月 24日変更
		平成 26年 6月 25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	

奈良市三条大路一丁目9番13号
新日本技建株式会社

資本金の額	金5000万円	平成26年 6月24日変更 ----- 平成26年 6月25日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 <u>中尾國男</u>	平成29年11月15日重任 ----- 平成30年 7月 5日登記 ----- 令和 5年 4月 2日辞任 ----- 令和 5年 4月20日登記
	取締役 <u>中尾良子</u>	平成29年11月15日重任 ----- 平成30年 7月 5日登記 ----- 令和 5年 4月 2日辞任 ----- 令和 5年 4月20日登記
	取締役 <u>森田徹</u>	令和 5年 4月 2日就任 ----- 令和 5年 4月20日登記 ----- 令和 5年10月12日辞任 ----- 令和 5年10月17日登記
	取締役 <u>中尾國男</u> 、	令和 5年10月12日就任 ----- 令和 5年10月17日登記
	取締役 <u>中尾良子</u> 、	令和 5年10月12日就任 ----- 令和 5年10月17日登記
	奈良市三条大路一丁目9番13号 <u>代表取締役</u> <u>中尾國男</u>	平成29年11月15日重任 ----- 平成30年 7月 5日登記 ----- 令和 5年 4月 2日辞任 ----- 令和 5年 4月20日登記

奈良市三条大路一丁目9番13号

新日本技建株式会社

	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂323番地の3 代表取締役 森田徹、	令和5年4月2日就任 ----- 令和5年4月20日登記
	奈良市三条大路一丁目9番13号 代表取締役 中尾國男、	令和5年10月12日就任 ----- 令和5年10月17日登記
登記記録に関する事項	平成22年9月29日大阪府堺市中区土塔町2377番地91から本店移転 平成22年10月7日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和5年10月24日

奈良地方法務局

登記官

山本秀樹



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、新日本技建株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負設計施工
2. とび土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業
3. 大工工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び鉄筋工事業
4. 管工事及び造園工事の設計施工及び管理
5. 宅地建物取引業及び不動産賃貸業並びに管理業
6. 産業廃棄物の収集運搬業・処理業並びにリサイクル業
7. 建設資材の販売業
8. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告をする方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、200,000株とする。

当会社の発行する額面株式1株の金額は、500円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。



(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。



第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第20条 当会社は、取締役の互選により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

(代表取締役)

第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役の互選により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第23条 当会社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第24条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

この定款の写しは原本に相違ありません。

令和5年10月24日
新日本技建株式会社
代表取締役 中尾國男」


